5.税金・交通運賃等

税金等の軽減

① 所得税　身　療　精

障害者が所得税の納税義務者本人又は控除対象配偶者・扶養親族の場合、下表の控除額が所得金額から差引かれます。

区　分	障　害　内　容	控　除　額
特別障害者控除	・身体障害者手帳１、２級　　・療育手帳 Ⓐ、A ・精神障害者保健福祉手帳１級	４０万円
	控除対象配偶者又は扶養親族が上記障害をお持ちで同居している場合	７５万円
障害者控除	・身体障害者手帳３級～６級　・療育手帳 B、C ・精神障害者保健福祉手帳２、３級	２７万円

問合せ　所沢税務署 〒359-8601　所沢市並木 1-7　☎2993-9111
ただし、給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与担当へ

②住民税　身　療　精

障害者が住民税の納税義務者本人又は控除対象配偶者・扶養親族の場合、下表の控除額が所得金額から差引かれます。

区　分	障　害　内　容	控　除　額
特別障害者控除	・身体障害者手帳１、２級　　・療育手帳 Ⓐ、A ・精神障害者保健福祉手帳１級	３０万円
	控除対象配偶者又は扶養親族が上記障害をお持ちで同居している場合	５３万円
障害者控除	・身体障害者手帳３級～６級　・療育手帳 B、C ・精神障害者保健福祉手帳２、３級	２６万円

※住民税は本人の合計所得金額が 135 万円以下であるときは非課税となります。

問合せ　市民税課（市役所２階）☎2998-9064　Fax 2998-9409

＊高齢者の障害者控除対象者認定書について

障害者手帳をお持ちでない方でも、障害者控除対象者認定の基準日に要介護 1～5 の認定を受けている６５歳以上の方に対して、申請により障害者控除対象者認定書を発行します。この認定書を所得税の確定申告や住民税の申告時に添付していただくことにより所得控除を受けることができます。

※基準日：前年の 12 月 31 日。（死亡又は出国の場合はその日）
※詳細についてはお問い合わせください。

問合せ　高齢者支援課　☎2998-9120　　Fax 2998-9138

③事業税　身

両眼の視力が0.０６以下の視覚障害者が、あんま、マッサージ、はり、きゅう等医業に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税になります。

問合せ　所沢県税事務所 〒359-8585 所沢市並木 1-8-1
☎2995-2112　Fax 2998-4408

④相続税　身　療　精

障害者が相続により財産を取得した場合、相続税額から一定額が控除されます。

区　分	障　害　内　容	控　除　額
特別障害者控除	・身体障害者手帳１、２級 ・療育手帳 Ⓐ 、Ａ ・精神障害者保健福祉手帳１級	（８５歳―現在の満年齢）×２０万円
障害者控除	・身体障害者手帳３級～６級 ・療育手帳 B、C ・精神障害者保健福祉手帳２、３級	（８５歳―現在の満年齢）×１０万円

※平成 22 年３月 31 日以前に財産を取得した場合は、満 70 歳に達するまでの年数により控除額を計算

問合せ　所沢税務署 〒359-8601　所沢市並木 1-7　☎2993-9111

⑤贈与税　身　療　精

一定の信託契約に基づいて特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち 6,000 万円までは贈与税がかかりません。
なお、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署に提出する必要があります。

対象　・身体障害者手帳１級、２級の方
・療育手帳 Ⓐ、Ａの方
・精神障害者保健福祉手帳１級の方

問合せ　所沢税務署 〒359-8601　所沢市並木 1-7　☎2993-9111

⑥固定資産税　身　療　精

令和１３年３月31日までに次の方が居住する住宅にバリアフリー改修工事が行われ、改修の自己負担額が５０万円を超えた場合に、翌年度分（1 年間）の固定資産税額(一戸当たり 100 ㎡分までを限度)の１/３が減額されます。

対象　・工事完了年の翌年の１月１日における年齢が６５歳以上の方
・要介護認定又は要支援認定を受けている方
・障害のある方（地方税法施行令第７条該当）

＊対象の方が該当家屋に居住し、新築後１０年以上経過しており、改修後の床面積が４０㎡以上２４０㎡未満で、居宅割合が２分の１以上の家屋が要件となります。
＊工事内容など、詳細についてはお問い合わせください。

問合せ　資産税課（市役所２階）☎2998-9068　Fax 2998-9409

⑦自動車税（種別割）身 療 精

障害者又は障害者と同一生計にある方が所有する自動車を障害者のために使用する場合、自動車税（種別割）が減免されます。
※障害者１人に対し自動車又は軽自動車１台に限ります。

対象　　下表に当てはまる身体障害者、知的障害者、精神障害者

障害区分		減免の対象
視覚		１～３級、４級の１（４級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
聴覚		２、３級
平衡機能		３級
音声又は言語機能		３級（喉頭摘出者に限る）
肢体不自由	上肢	１、２級
	下肢	１～６級
	体幹	１～３級、５級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	１、２級
	移動	１～６級
内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓）		１、３級（免疫機能障害・肝臓機能障害は１級～３級）
療育手帳		Ⓐ 、Ａ
精神障害者保健福祉手帳		１級(自立支援医療受給者証所持者に限る)

申請先　県税事務所または自動車税事務所・同支所
（令和８年４月以降に取得した自動車は、自動車税事務所・同支所のみ）

※自動車の取得時期、申請時期により減免内容が異なります。
制度詳細、必要書類につきましては、申請先へお問い合わせください。

※ただし、身体障害者であり、障害名が「脳梗塞による左上肢機能障害、左下肢機能障害」というような複数の障害がある場合は、障害の区分ごとに級（上肢〇級、下肢〇級）を確認するため、該当する方は障害福祉課（18 歳未満はこども福祉課）で「証明書」の発行を受けてください。

※再認定等によって等級が変わった場合は問合せ窓口で変更手続きが必要です。

問合せ　所沢県税事務所
〒359-8585　所沢市並木 1-8-1　　☎2995-2137 Fax 2998-4408

自動車税事務所 所沢支所
〒359-0026　所沢市牛沼 690-1　　☎2998-1321 Fax 2991-1009

「証明書」について　・障害福祉課　☎2998-9116 Fax 2998-1147
・こども福祉課　☎2998-9223 Fax 2998-9035

⑧軽自動車税（種別割）身 療 精

障害者又は障害者と同一生計にある方が所有する軽自動車等を障害者のために使用する場合、軽自動車税（種別割）が減免されます。
※障害者１人に対し自動車又は軽自動車１台に限ります。

対象　自動車税（種別割）の対象者と同じ
申請先　**市民税課**
※種別割の減免には申請期限があります。既に支払った年度については申請できません。

制度詳細、必要書類につきましては、申請先へお問い合わせください。
※ただし、身体障害者であり、障害名が「脳梗塞による左上肢機能障害、左下肢機能障害」というような複数の障害がある場合は、障害の区分ごとに級（上肢〇級、下肢〇級）を確認するため、該当する方は障害福祉課（18 歳未満はこども福祉課）で「証明書」の発行を受けてください。
※再認定等によって等級が変わった場合は問合せ窓口で変更手続きが必要です。

問合せ　**軽自動車税(種別割)**・市民税課　☎2998-9064 Fax 2998-9409
「証明書」について　・障害福祉課　☎2998-9116 Fax 2998-1147
・こども福祉課　☎2998-9223 Fax 2998-9035

⑨保育料　身 療 精

子ども・子育て支援法による保育園、認定こども園、地域型保育事業に在園する児童の同一世帯に、心身障害児（者）がいる場合、減免申請をすると、保育料の認定階層が２階層低位となります。

対象　在園児童の同一世帯に下記の手帳を所持している方がいる世帯
・身体障害者手帳１級、２級
・療育手帳 Ⓐ、A、B
・精神障害者保健福祉手帳１級、２級

持ち物　障害者手帳
※減免申請のあった翌月の保育料から適用されます。（遡及適用不可）
※詳細についてはお問い合わせください。
問合せ　保育幼稚園課（市役所２階）☎2998-9126　Fax 2998-9035

⑩介護保険利用者負担助成金（サービス利用料の助成金）

下表の対象者に該当する方は、介護保険サービスを利用した場合の利用者負担についてそれぞれの割合で助成を受けられます。

対象者	助成割合
①住民税非課税世帯の方で老齢福祉年金受給者	利用者負担の１／２
②住民税非課税世帯の方で上記以外の方	利用者負担の１／４

問合せ　介護保険課　☎2998-9420　Fax 2998-9410

交通運賃等の割引・補助

①ＪＲ旅客運賃　身　療　精

区　分		割引対象乗車券	割 引 率	割 引 区 間
身体障害者手帳	単独で利用	普通乗車券	５割	片道 100km を超える区間＊
	介護者付き添いで利用（第１種身体障害者のみ）	普通乗車券・定期券・回数券・急行券	５割（介護者も同率割引）	全線
	１２歳未満の第２種身体障害者が介護者付き添いで利用	定期券	５割（介護者のみ）	全線
療育手帳	単独で利用	普通乗車券	５割	片道 100km を超える区間＊
	介護者付き添いで利用（Ⓐ、Ａの方のみ）	普通乗車券・定期券・回数券・急行券	５割（介護者も同率割引）	全線
	１２歳未満でＢ、Ｃの方が介護者付き添いで利用	定期券	５割（介護者のみ）	全線
精神障害者保健福祉手帳＊	単独で利用	普通乗車券	５割	片道 100km を超える区間＊
	第１種精神障害者の方と介護者の方	普通乗車券・定期券・回数券・急行券	５割（介護者も同率割引）	全線
	１２歳未満の第２種精神障害者の方と介護者の方	定期券	５割（介護者のみ）	全線

＊精神障害者割引は令和７年４月１日から開始となります。
該当種別（第１種または第２種）の記載がある手帳をお持ちの方が対象です。
種別の記載についてはこころの健康支援室（2991-1812）へお尋ねください。

＊西武鉄道のみの利用では片道 50km 以上（私鉄の運賃割引は JR の場合に準じます）

（注）第１種、第２種身体障害者の区分について→参考資料⑤ページ

利用方法　乗車券購入の際に、発売窓口で手帳を提示します。
・Suica や PASMO 等、ＩＣカード乗車券で障害者割引ができます。
・「えきねっと」で障害者割引乗車券が購入できます。
（※事前に障害者手帳の内容とマイナンバーカードの登録が必要です。）
問合せ　JR 東日本 ☎050-2016-1600　西武鉄道 ☎0570-005-712

②航空運賃（国内線）身　療　精

航空機を利用する際に、国内線の運賃が割引になる場合があります。
詳細は各航空会社にお問合せください。

手続き　搭乗券を購入する際、手帳を提示します。
問合せ　各航空会社・代理店まで（主な航空会社のみ掲載）

航空会社	連絡先
JAL　プライオリティ・ゲストセンター	☎0120-747-707
	☎03-5460-3783
	Fax0120-747-606
ANA　おからだの不自由な方の相談デスク	☎0120-029-377
	☎0570-029-377
	Fax0120-029-366

③ バス運賃　身　療　精

バスを利用する際に、運賃が割引になる場合があります。
詳細は各バス会社にお問合せください。

利用方法　バスを降車する前に運転手に手帳を提示します。(IC カードの場合も同様)
問合せ　　各バス会社まで（主なバス会社のみ掲載）

バス会社	連絡先
西武バス　所沢営業所	☎04-2942-8864
東武バスウエスト株式会社	☎048-667-6270
国際興業バス　飯能営業所	☎042-973-1161 Fax042-972-9598

④ところバス・ところワゴンの運賃　身　療　精　難

本市に住民登録をされている方で、下記のＡ～Ｅの手帳や受給者証をお持ちの方は、ところバス・ところワゴンを無料でご利用いただけます。担当窓口又は電子申請にて、オレンジ色の『特別乗車証』の交付を受けてください。

対象者
Ａ. 身体障害者手帳をお持ちの方（第１種は介護者も無料）
Ｂ. 療育手帳をお持ちの方（介護者も無料）
Ｃ. 特定疾患、指定疾患、小児慢性特定疾病、指定難病医療受給者証をお持ちの方
Ｄ. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（第１種は介護者も無料）
Ｅ. 被爆者健康手帳、被爆者二世健康手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方
※上記に該当しない方でも、本市に住民登録をされている満６５歳以上の方又は『介護保険被保険者証』をお持ちの方は緑色の『特別乗車証』の交付を受けることで、１００円でところバス・ところワゴンにご乗車いただけます。なお、緑色の『特別乗車証』の代替として、『介護保険被保険者証』が使用できます。

問合せ　上記のＡ～Ｃをお持ちの方：障害福祉課
Ｄをお持ちの方：こころの健康支援室又は障害福祉課
Ｅをお持ちの方：都市計画課

障害福祉課	☎2998-9116	Fax 2998-1147
こころの健康支援室	☎2991-1812	Fax 2995-1178
都市計画課	☎2998-9192	Fax 2998-9163

★A～E について、都市計画課、各まちづくりセンター、市民課サービスコーナーでも交付の手続きが可能です。また、郵送・電子申請でも申し込み可能です。詳しくは、都市計画課にお問い合わせください。

⑤タクシー料金　身　療

割引率　メーター表示額の１０％　※種別がわかるように写真欄を開いて提示してください。
対象　　身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方
問合せ　各タクシー事業者

⑥タクシー使用料の補助　身 療 精《※下記⑦のガソリン費補助との選択制》

補助対象者（在宅の方が対象となります）			配付枚数（１年度につき）
身体障害者手帳	１級の**透析患者**の方	一般	９０枚
		生活保護受給者	６０枚
	１級の方（透析患者以外）		
	２級の**肢体不自由**の方		
	２級の方（上記以外）		３０枚
	３級の**下肢**・**体幹**障害の方		
療育手帳	Ⓐ　の方		６０枚
	Ａ　の方		３０枚
精神障害者保健福祉手帳	１級の方		６０枚
ただし、次の方は補助対象外となります。 ・施設に入所している方　　・３ヶ月以上継続して入院している方			

- 車椅子等で福祉タクシー（車椅子・寝台車）をご利用の方には福祉タクシー利用券と同じ枚数の介助料等利用券を交付します。
- 福祉タクシー利用券は一般・福祉タクシーに乗車の際、乗車料金（障害者割引後の料金）が初乗運賃相当額の２倍以上になる場合に限り、一回につき２枚までご利用できます。１枚の補助は初乗運賃相当額（上限５００円　※一部地域除外）
- 介助料等利用券は福祉タクシーでのみ利用でき、福祉タクシー利用券と一緒に利用することで１枚１，０００円までの補助となります。２枚までご利用になれます。
- 上記⑤のタクシー料金の割引と併用が可能です。
- タクシー券は、**申請月からの適用**になります。年度途中で申請される場合には、上記の枚数から月割した分を配付します。

持ち物　障害者手帳　**問合せ**　障害福祉課　☎2998-9116　Fax 2998-1147

⑦自動車ガソリン費補助　身 療 精《※上記⑥のタクシー使用料の補助との選択制》

補助区分	補助対象者（在宅の方が対象となります）	補助金の上限額	
		対象者が運転する場合	同一生計者が運転する場合
Ⅰ	１級・２級の下肢・体幹障害	月額３,０００円	月額１,５００円
Ⅱ	１級・２級の身体障害（Ⅰ区分以外）	月額１,５００円	
	３級の下肢・体幹障害		
	療育手帳Ⓐ・Ａ		
	精神障害者保健福祉手帳１級		
ただし、次の方は補助対象外となります。 ・施設に入所している方　　・３ヶ月以上継続して入院している方			

※使用する自動車は、障害者本人又は同一生計者の所有するもの（１台）に限ります（法人名義は不可）。運転をする方も障害者本人又は同一生計者に限ります。

- ガソリン費補助は、**申請月からの適用**になります。

持ち物　障害者手帳、運転免許証(コピー可)、車検証(コピー可)、本人名義の金融機関名、口座番号のわかるもの

問合せ　障害福祉課　☎2998-9116　Fax 2998-1147

⑧有料道路料金　身　療

区　分	運　転　者	登録する自動車の範囲
第１種身体障害者	本人又は介護者	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車（これらの者が所有していない場合は、当該障害者を日常的に介護している者が所有する車）
療育手帳Ⓐ、Ａの方	介護者	
第２種身体障害者	本人	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車

※ 割引適用は手帳所持者本人が同乗している場合に限ります。

割引率　　５０％割引

利用方法　手続き時にお渡しする『有料道路における障害者割引制度のご案内』を必ずご一読ください。

・ＥＴＣを利用しない場合
料金所で手帳（障害者割引のシールが貼付されたもの）を提示して割引を受けます。

・ＥＴＣを利用する場合
ＥＴＣカードを車載器に挿入してＥＴＣレーンを通過すると、システム上でデータを確認し、割引処理がなされます。ただし、有料道路事業者が設置する窓口への事前の登録が必要になります。

持ち物　・ＥＴＣを利用しない場合（自動車登録なしの場合、①②のみ）
① 障害者手帳
② 運転免許証(本人運転の場合)
③ 車検証　（※電子車検証は自動車検査証記録事項も必要です。）

・ＥＴＣを利用する場合
上記①～③に加え、
④ＥＴＣカード(原則、障害者本人名義のもの)
⑤ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書

問合せ　障害福祉課 ☎2998-9116　Fax 2998-1147
（１８歳未満の方はこども福祉課 ☎2998-9223　Fax 2998-9035）

令和５年３月２７日から、有料道路の障害者割引制度改正により、料金所の一般レーンで有料道路割引のシールが貼付された手帳を提示すれば、登録していない車両（親類や知人の車、車検時の代車、レンタカー、タクシー等）でも、障害者割引を受けられるようになりました。また、車両を持っていない方でも、申請手続きを行い、手帳のシールを料金所で提示すれば、親類や知人の車、レンタカー等で障害者割引を受けられるようになりました。さらに、ＥＴＣ利用のマイナンバーカード、マイナポータルへの登録が済んでいる方に限り、オンライン申請（新規・変更・更新）ができるようになりました。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

・東日本高速道路株式会社（ＴＥＬ:03-5308-2424）
https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/head_office/2023/0210/00012259.html

・オンライン申請受付サイト（令和５年３月２７日から開始）
https://www.expressway-discount.jp

その他の各種割引

①NHK受信料　身　療　精

全額免除	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を所持する方がいる世帯で、世帯員全員が市町村民税非課税で、その世帯の中に契約者がいる場合
半額免除	・身体障害者手帳を所持する視覚障害者、又は聴覚障害者の方が世帯主で契約者の場合 ・身体障害者手帳１級又は２級の方が世帯主で契約者の場合 ・療育手帳Ⓐ又はＡの方が世帯主で契約者の場合 ・精神保健福祉手帳１級の方が世帯主で契約者の場合

手続き　証明書の交付を受け、NHK さいたま放送局へ提出します。
〒330-9890 さいたま市浦和区常盤 6-1-21　NHK さいたま放送局
☎048-833-2045

証明書の交付　・身体障害者手帳また療育手帳をお持ちの方
障害福祉課　☎2998-9116　Fax 2998-1147
・精神保健福祉手帳をお持ちの方
こころの健康支援室 ☎2991-1812　Fax 2995-1178

持ち物　①障害者手帳 ②印かん を持参
※全額免除を受ける場合、最近所沢市に転入してきた世帯については、世帯員全員の前住所地で発行された非課税証明書が必要です。

②郵便はがきの無料配布（青い鳥郵便はがき）　身　療

身体障害者１、２級の方、療育手帳 Ⓐ、Ａの方にはがき２０枚を無償で配布します。

申込み　４～５月の間に、最寄りの郵便局に申込みます（障害者手帳持参）。

問合せ　所沢西郵便局（若狭 2-2594-1 ☎2947-8015）又は最寄りの郵便局

③郵便料金　身

点字郵便物、点字ゆうパックについては、郵便物の内容により料金が割引になります。詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

問合せ　所沢西郵便局（若狭 2-2594-1 ☎2947-8015）又は最寄りの郵便局

④携帯電話基本使用料等の割引　身　療　精　難

下記の手帳や受給者証を所持する方を対象に、携帯電話基本使用料等の割引をするものです。事業者により割引の内容は異なりますので、詳しくは下記の各携帯電話事業者問い合わせ先又は各携帯電話取扱店窓口にお問合せください。

対象者　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、
指定難病医療受給者証等をお持ちの方

問合せ　各携帯電話事業者又は各携帯電話取扱店窓口
ＮＴＴドコモ　☎0120-800-000
au　☎0077-7-111
ソフトバンク　☎0800-919-0157

⑤NTT 番号案内「ふれあい案内」 身 療 精

企業や店舗等の電話番号をお名前と住所から無料でご案内するサービスです。
ご利用には、事前に登録が必要です。登録した電話番号と暗証番号をオペレーターにお告げいただくと、オペレーターがお申し出内容を確認のうえ、無料でご案内するサービスです。

対象者

身体障害者手帳	・視覚障害者１級～６級 ・肢体不自由者（上肢・体幹・脳原性運動機能障害）１級、２級 ・聴覚障害者２級～６級 ・音声機能、言語機能、そしゃく機能障害者３級、４級
療育手帳	・すべて対象
精神障害者 保健福祉手帳	・すべて対象

申込み　ＮＴＴ東日本
☎0120-104-174　FAX 0120-104-134
受付時間は午前９時～午後５時（土日祝日及び年末年始は除く）

⑥所沢航空記念公園の駐車場料金 身 療 精

障害者手帳を提示することで駐車場料金が無料になります。
詳細は下記へお問い合わせください。

問合せ　所沢航空記念公園（並木１－１３ ）
☎2998-4388　FAX04-2995-4278